

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370784

研究課題名(和文)近代日本における欧米農業の導入の成果と意義

研究課題名(英文) Achievement and significance of introduction of Western agriculture in modern Japan

研究代表者

國 雄行 (Kuni, Takeyuki)

首都大学東京・人文科学研究科・教授

研究者番号：60234457

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：大久保利通は欧米農業の導入機関として内務省勸業寮を設置し、勸業寮主導による農工商三業の総合的勸奨を構想した。しかし、内務省強大化を危惧する木戸孝允等の反対により実現せず、1877年に勸業寮は勸農局に縮小された。政府は明治初年より適地適作を奨励するため東京の試験場による栽培を進めていたが、勸農局段階では、栽培が各府県の試験場へと広がった。その後、政府の財政状況悪化とともに殖産興業政策が見直され、勸農事業は新設された農商務省に引き継がれた。農商務省は従来の勸農政策を継承し、フランス農業を参考にして勸業諸会等によって農業を奨励していくのである。

研究成果の概要(英文)：Toshimichi Okubo established the Ministry of the Interior as an introduction institution of Western agriculture and envisioned a comprehensive recommendation of agriculture, industry and commerce led by the Bureau of Industry. However, due to the opposition of Takayoshi Kido and others worried about the intensification of the Ministry of the Interior, the Bureau of Industry was contracted to Bureau of Agriculture in 1877. The government had been promoting cultivation by the Tokyo Experiment Station to encourage cultivation from the beginning of the Meiji era, but cultivation spread to the prefectural testing center. After that, with the deterioration of the fiscal situation of the government, the reproductive industry development policy was reviewed and the farming project was handed over to the newly established Ministry of Agriculture and Commerce.

研究分野：日本近代史

キーワード：勸業寮 勸農局 欧米農業 農商務省 勸農政策

1. 研究開始当初の背景

明治維新後、政府は欧米に対抗するため工業化を推進する一方、欧米農業を導入して日本農業を効率化し、この結果生じた余剰農業人口を工業分野にシフトしようとした。しかし、通説では本政策は失敗したと捉えられている。それは、政府が在来農業をかえりみず、欧米農業を直輸入した結果、生産現場から遊離した試験的な導入にとどまったためであると言われている(海野 1982)。しかし、現在の日本には洋式農具で開かれた農地や、各地で生育する西洋果実が存在し、通説ではこの事実を説明することは難しい。

応募者は、導入政策の失敗の要因とされている、当時の政策立案者が欧米農業を直輸入しようとしたという点について、再検討の必要があると考えている。それは、当時が、いかに西洋文物を盛んに取り入れた時代とはいえ、政策立案者が、その眼下に広がる在来の農地を無視して、安易に欧米農業を導入するとは、考えられないからである。以前より応募者は、この視点にたって欧米農業の成果と在来農業との関係について、次の3点を明らかにしてきた。

第一に、明治初年における欧米農業の導入対象者は一般農民ではなく、士族と窮民であることを明らかにした。つまり、本政策は失業者対策事業であった。この方針はその後引き継がれ、東北地方の荒地開墾と士族授産がセットとして構想された。実際に福島県の士族開墾地(安積地方)では、大規模に欧米農具が導入され、荒地開墾などの面では一定の成果を上げた。この成果をさらに深めて行くために、他の東北諸県や北海道における士族救済事業について調査することが必要である。

第二に、欧米から導入された農業諸制度の一つとして、政府が明治12年(1879)に、フランスの産業奨励会である「コンクール」を導入し、共進会と名付けて国内各地で開催し

て産業を振興させた点を明らかにした。この他にも欧米の農業制度を模倣した農業試験場、品評会、そして農事通信などが日本に導入されたが、その実態は不明瞭なままである。

第三に、明治政府が在来農業の調査も着実に進めていたことを明らかにした。たとえば、政府は欧米農業導入の前に、まずは生産力の高い西日本の農業を東北の農業後進地に導入しようとしたり、欧米の種苗が、日本の風土に適合するか事前に試験を行い、そのデータを集積していたことを明らかにした。

以上のように、勸農政策の立案者が、在来農業を無視して欧米農業を導入したとは言いがたい。しかし、応募者はこれを完全に実証するためには、上記の「研究目的(概要)」で掲げた4つの事項の研究を進める必要があると考える。

2. 研究の目的

本研究は、明治政府が実施した欧米農業の導入政策について、在来産業との関係を考慮に入れながら、その実態を解明する。そして下の4つの疑問を解明していく形で、通説では失敗したと位置づけられている本政策を、積極的に評価しようとするものである。

(1) 東北、北海道などの開拓地の多くは欧米の農具で開拓されたのではないのか。

(2) 明治期に移植された欧米の種苗と、現在の日本各地で栽培されている西洋種苗とは関連はないのか。

(3) 農業試験場、農事通信など、欧米から導入された農業諸制度は、日本農業発展の一助となったのではないのか。

(4) 欧米農業と在来農業(特に西日本の農業先進地帯)は、その技術を互いに摂取しながら、発展したのではないのか。

3. 研究の方法

研究の進め方は、右図のように年度ごとに史

料を収集し、それを分析して実証するという作業を繰り返す。平成 25 年度は東京、26 年度は関東、26 年度は関東以外の資料館を中心に史料を収集し、最終年度(28 年度)は史料の補助調査と分析、報告書の執筆にあてる。本研究では各地の文書を丹念に調査し、新史料を駆使して、政府と地方の勸農政策の実態を究明する。

4. 研究成果

近代日本における欧米農業の導入の成果と意義を検討するにあたり、まず、欧米農業推進機関であった内務省勸業寮が勸農局に縮小される過程を追い、その後、勸農寮が遂行した業務を分析し、政府の財政が窮乏すると農商務省が設立され、勸農業務が移管された経緯を論述した。

(1) 内務省における勸農局の設置過程

明治 6 年(1873)末、制度取調御用掛の伊地知正治は内務省の主要部局として勸農寮を想定していたが、左院商法課は、会社業務に関する規則不備を解消し、商業を振興するため、内務省に農工商の統括機関を設置することを考えていた。この影響があったのか内務省に設置されたのは勸農寮ではなく農工商三業を総合的に勸奨する勸業寮であった。また、明治 7 年 3 月に制定された勸業寮事務章程に記された具体的商務は左院商法課が問題とした会社法規を考案することであった。一方、内務省設置以前に会社業務を担当していた大蔵省も引き続き会社政策を進め、銀行、株式取引所、米穀相場会社等を管轄し、会社法規の調査にも取り組んでいた。

明治 8 年 1 月、大隈重信は財政策の基本方針を示した。この政策を実現するために構想された管商事務局(管商局)は、会社業務を中心に商業政策を展開する機関であった。しかし、管商事務局設置構想の裏面には、内務省から会社業務を奪取することにより、建議起草者の土山盛有が所属する会社掛が生き残

るという目論見も隠されていた。ところが内務省は大蔵省より先に会社条例案を上申し、大蔵省管掌の株式取引所等を奪取して会社政策の主導権を握った。内務省はこの勢いをもって海外直輸出会社の設立にも動き出したが、資金面で難航し、大蔵省の準備金を融通して政策を進めることとなった。国内の一般会社に関する政策では主導権を握った内務省であったが、海外出商政策では大蔵省の影響を受けることとなったのである。

内務省では冗費削減のために機構改革が検討され、その範囲は内務省にとどまらず、教部省廃止等にまで及んだ。機構改革の一環として明治 9 年半ばに内務省の寮の 1 部が局に縮小された。その後、勸商局が新設されたが、この経緯については不明瞭な点が多い。実際にスタートした勸商局の業務は貿易関連に重点が置かれており、それらの事業資金の多くは大蔵省準備金から融通されることとなっていた。つまり、勸商局は内務省の海外出商政策を大蔵省と協同で遂行するために設置されたと考えられるのである。

大久保は内務省設置当初、勸業寮における農工商三業の総合的勸奨をめざしていたが、勸業寮が所管する工業部門は農産加工業に偏り、鉄道・鉱山等の主要工業は工部省に残存したままであった。その後、大久保が勸業寮 1 寮における三業勸奨を困難と判断し、従来の考えを改め、勸業寮から勸農、勸商、勸工局を分離独立させ、この 3 局による三業勸奨体制を構築することに修正していたとすれば、勸商局設置はその構想の第 1 歩と考えることができる。そして第 2 歩として勸農、勸工局設置をめざし、明治 9 年 12 月、政治改革を進言し、内務・工部両省の合併を主張したのである。しかし、内務省強大化を危惧する木戸の存在等が障害となり合併は実現せず、反対に内務省の工務が工部省に移管された。この結果、勸工局は誕生せず、勸業寮は勸農局に縮小された。勸業寮の設立当初か

らの目標であった農工商の総合的勸奨体制の構築はついに実現しなかったのである。

大久保内務省は、会社政策については大蔵省とのせめぎ合いの結果、国内の一般会社の管轄を勝ち取ることができたが、海外出商政策を進めるための貿易関係会社については、資金面で大蔵省の影響を受けることとなった。また、政府機構の改革に際しては冗費削減を理由に工部省を吸収しようとしたが、政府首脳の見解を得られずに挫折した。当然のことではあるが、大久保内務省の政策は他省（とくに大蔵省）や閣僚とのバランスの上に成立しており、大久保が権力を行使して独裁的に政策を遂行したわけではないのである。

(2) 内務省勸農局の政策展開

明治政府は適地適作を奨励するため、従来の五穀偏重を打破し、荒地や稲作不適地に適合する有効な植物の移植をはかるとともに、輸入防遏のため米国綿の移植、甜菜等の栽培を進めた。この中心機関となった新宿試験場では 3000 種を超える国内外の植物が収集され、その適性試験が行われたが、土質不良という欠陥を有していたため、三田育種場が設置されることとなった。また、適地適作の推進により府県における試験栽培が盛んになるとともに、農業改良に対する認識が深まり、府県間の植物購求も行われるようになった。しかし、これは農業奨励の政策主体が、政府＝勸農局から府県へ移行し、政府の役割が低下していく過程でもあった。

このような適地適作の進展は、三田育種場の神戸支園、播州葡萄園の設立を促したが、新宿試験場の存在価値を低下させ、宮内省への移管を招く結果となった。この背景には政府が緊縮財政に傾いたため優先度の高い政策が選択され、輸入防遏策として砂糖原料の栽培育成や輸出作物としての煙草栽培が推進される一方、非実用的と位置づけられた博物用植物の栽培が抑制されたこともある。

一方、三田育種場は、新宿試験場の果樹栽

培や農具製作、孵卵事業を引き継いだ。栽培規模が小さく博物用植物の栽培を行わない。うえ、勸農局長の松方正義が推進した選種等に力を入れるとともに、国内外の種子を各地に拡散させる機能(種子交換会)をもち、農業知識・技術の交換にも寄与しようとしていた。これらの事実から三田育種場を単純に新宿試験場の延長と捉えることはできない。また、この新宿試験場との相違こそが、三田育種場が廃止を免れた理由でもある。

従来の研究では新宿試験場は洋種の無系統な直輸入が成果を収めず、廃止されたと述べられてきた。明治 9 年度までの新宿試験場では菌育成といった不急な事業まで行われる恵まれた環境の中で、田中芳男を中心に幅広い植物が収集された。これは松方正義からみれば本草家の愛玩にみえ、現代の研究者からは無系統な政策に映ったのかもしれない。しかしながら、新宿試験場では富国強兵という大きなスローガンの下、農業増進という課題を達成するため、五穀偏重打破・輸入防遏という目的をもって数多くの植物を収集・分類し、気候風土等を考慮した適地栽培という手段を用いて普及させようとしていた。果たしてこれを無系統な政策と呼べるだろうか。

新宿試験場は設置当初から土質不良や悪い立地といった問題があり、三田育種場や牧畜・製糸機関等の関連機関が整備されたことから廃止されたと考えられてきたが、本研究では 適地適作が進展し、試験栽培が次のステップ、すなわち東京以外の各地の官営試験場や各府県の試験場に移行したこと、 経済危機の下、博物用植物の栽培が抑制され、輸入防遏・輸出促進のための植物栽培が優先されたことを明らかにした。また、廃止を穏便に進めるため皇室が利用され、宮内省移管という形式がとられたことも提示した。殖産興業政策の農業部門の重要機関であった新宿試験場廃止は からみれば政策の進展、 からみれば政策の転換と捉えることができる。

(3) 農商務省の設立過程

内務省による勸業政策は多くの地方官の支持を集めていたが、その効果を疑問視する声もあり、政府高官の中には地方勸業の効果を認めない者も存在した。また、民権派新聞・雑誌は勸業政策を民業への過干渉、妨害等として繰り返し批判した。このような状況下においても勸商局長の河瀬秀治は、外国商人に対抗する必要等から政府主導の積極的な勸商政策を貫こうとした。一方、勸農局長の松方正義は、農業不振の1因として政府の民業介入が人民の独立の気性を削いでいることを掲げ、この対策としてヨーロッパ農業制度を模範とした共進会(農事会も含む)や農区制度を導入した。

また、内務省の織田完之は財政危機に対応する農部・商部省を考案し、農業指導と商業の管理監督を掲げたが、政府に採用されることはなかった。一方、黒田清隆は国会開設運動に対応する農商務省案を提議し、大隈・河瀬の路線に沿った積極的な勸業構想を示した。新聞・雑誌は政府関係者から漏れる農商関係の省設立、官制改革の噂を報じ、新省設立は経費の無駄であると厳しく批判した。

そして、明治13年11月、大隈重信と伊藤博文は、事務簡略化と経費節減を主旨とし、内務・大蔵省の重複事務の分合、資金貸与の修正を実行するため農商務省設立を建議した。しかし、翌14年4月に設立された農商務省の事務章程には殖産興業縮小を表す文言はなく、控えめながら農商工業を勸奨する姿勢が示されていたのである。

本研究で明らかにしたのは、第1に松方の「勸農要旨」が政府の直接的勸業から間接的勸業への転換点であったか、という点である。資金貸与の面からみると、従来の政府による貸与にかえて民間の金融機関の整備で対応するようになったのは、明かに直接的から間接的への転換である(83)。しかし、事業興起からみると転換点であったとするのは

困難である。「勸農要旨」以降、主要な官営諸場が臨時事業として明確化されるが、官営事業は本来的に臨時事業であり、新しい官営諸場の設立、開業も細々と続いた。また、間接的勸業という用語にも注意が必要である(84)。松方が勸農政策の主眼に置き、農商務省設立後もその最重要政策の1つとして各地で開催されていく共進会等には、審査官として官吏が派遣される場合が多かった(85)。当然、官吏等は共進会の開会式等で参加者を前に訓戒を垂れ、勸奨目的等を直接的に示したのであろう。また、政府の官吏が派遣されなかった共進会等においても、郡長や村長等が政府官吏と同様の訓戒を垂れたことは想像に難くない。前章で、太政官大書記官の山崎直胤が農商務省の達案において「訓諭ヲ以テ間接ニ洽ク」農商工を誘導すると記したが、この訓諭こそ人民に訴えかけ民心に介入する直接的な手段である。すなわち「勸農要旨」により官営諸場の臨時性は高められたが政策の転換点とはいいがたく、農商務省の主要政策である共進会をみても、それを間接的勸業と位置づけることはできないのである。

第2に、松方は大久保勸業を継承したのかという点である。大久保は岩倉使節団に参加して欧米を巡回し、帰国後、ヨーロッパの制度を参考に内国勸業博覧会を開催し、その後、共進会に似た地方勸業博覧会の開催も提言して人民に競争意識を植え付けようとした。また、明治7~8年にはフランスを模範とした農区制度等に関して検討し、翌9年にフランス滞在中の前田正名が勸業寮御用掛としてフランス農業の調査を開始した(86)。しかし、この時期の大久保はまだヨーロッパ農業を調査している段階であり、勸農局長として「田舎」を中心に巡回し、制度の運用を実見した松方ほど、ヨーロッパ農業の本質を深く理解し、農区と共進会等を連関させて民心を興起させようとしていたとは思われない。従って「勸農要旨」以降の松方の政策は、

農事通信制度のように大久保勸業を継承したのものもあるが、松方が独自に着手したものもあり、大久保勸業を基礎に松方が新たな政策をスタートしたといえよう。

最後に農商務省設立理由として次の4点を提示する。伊藤博文等、緊縮財政を進めるグループによる行財政整理の要請。大隈重信・黒田清隆・河瀬秀治等の農商務拡張の要請。松方正義等、勸農局のヨーロッパを模範とした農業制度実現・促進の要請。強大化を続ける内務省権限の縮小という要請。

は未だ実証不足ではあるが、これら4点が絡み合っただけで農商務省が設立されたものとする。それは、のみでは、なぜ財政難の下、重複事務を担う省局が既存の省に吸収合併されるのではなく、1省の増加となったのか説明できないからである。～の設置理由があり、初めて独立した省の設立を説明することができる。またとは相互に矛盾するが、設立当初の農商務省は、その事務章程に整理縮小に関する規定がないことから、緊縮と積極という両端の政策実行が可能であったと思われる。それゆえ卿となる人物が最も注目されたのである。ただし、この評価を説得力のあるものにするには農商務省設立後の政策の分析が必要である。

さて、松方正義はヨーロッパ巡回により、これまで勸業寮(勸農局)が実施していた農作物や農具を導入し、栽培方法、使用方法等を教示する政策のみでは、農業不振を挽回することが困難であると悟ったのであろう。そこでモノや技術だけではなく民心に作用する制度を導入し、人民を奮起させようとした。すなわち、日本全国に農区という網を張り、網目の中に視察員を派遣して現況を把握するとともに、共進会等を開催して人民に政府の意向を注入しようとした。民心の向背を気にかける政府にとって、人民に訓戒を垂れ、人民と直接対話できる共進会等は貴重な場であった。松方はヨーロッパを模範とし

て、政府の意図が民心に浸透するシステムの構築をめざし、そのシステムの統轄機関として農商務省の設置を求めた。それゆえに農商務省の設立は勸農政策の進展と捉えることができるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

國雄行、農商務省の設立過程、首都大学東京大学院人文科学研究科『人文学報』第513-9号歴史学編45号、査読無、2017、pp.1 - 34。

國雄行、内務省勸農局の政策展開 内藤新宿試験場と三田育種場 1877-1881年、首都大学東京大学院人文科学研究科『人文学報』第512号歴史学編44号、査読無、2016、pp.67 - 95。

國雄行、内務省における勸商局と勸農局の設置過程、首都大学東京都市教養学部人文・社会系『人文学報』第490号歴史学編42号、査読無、2014、pp.1 - 31。

[学会発表](計 0件)

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

[その他] なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

國 雄行 (KUNI, Takeyuki)

首都大学東京・人文科学研究科・教授

研究者番号：60234457

(2) 研究分担者

なし ()

(3) 連携研究者

なし ()

(4) 研究協力者

なし ()